

発言者	発言要旨
会 長	次に報告事項「令和元年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告」については先の通知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、会議時間の短縮を図るため、事前に質問を頂いている。頂いた質問とその回答について、事務局から報告願いたい。
事 務 局	<p>質問は2点あり、まず1点目は「令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」の17ページに記載のある「情報提供による請求取り下げ」とはどのような時に行われるのかという質問である。回答の例としては、請求の内容が軽易な情報やメール等での説明で請求者の目的が達成される場合や、対象文書が大量にあり時間や費用がかかってしまうため相手が必要とする情報だけをまとめて提供する場合等が挙げられる。</p> <p>次に2点目は、情報公開請求及び個人情報開示請求の開示実施日の中に「日程調整中」というものが散見されるが、日にちがかなり前に請求されたものもまだ調整中なのか、という質問である。回答としては請求後、提供する資料が用意できたものの、その後請求者と連絡がつかなくなり、交付の日時等を決められないケースである。以上。</p>
会 長	報告事項の中で何か意見はあるか。
委 員	請求の後、全く連絡が取れなくなるとのことだが、その後まったく連絡がとれない方もいるのか。
事 務 局	まれに連絡がつくがほとんどのケースではそのまま連絡がつかない。
委 員	連絡がつかなくなった請求の資料はどのくらいの期間保存するのか。
事 務 局	期間については具体的な取り決めがないものの、情報公開請求の保存年限が3年であることから当該資料についてもそれに合わせて廃棄することを検討している。
会 長	他に何か質問はあるか。
委 員	(なし)
会 長	特になければ、以上で報告事項を終了する。